

市内事業者の皆様へ



京丹後デジタルポイントの 加盟店を募集します



令和4年10月1日から、「京丹後デジタルポイント」を導入するに
あたり、加盟店の募集を行います。

（応募にあたっての留意事項）

- ① ポイントの取扱いに必要な店頭端末機とQRコードは、京丹後デジタルポイント運営協議会（以下「協議会」とします。）が貸与し、9月中旬に設置します。
- ② 月額1,000円の会費をご負担いただきます。
★9月末までに加盟店として登録いただくと、3ヵ月分の会費が無料となります。
※店頭端末機を複数設置する場合は、別途ご相談ください。
- ③ 店頭端末機の利用には、インターネット回線及び無線LAN環境が必要です。
通信環境がない場合は、別途SIMカードをご用意します（通信費は加盟店負担）。

（加盟店におけるポイントの取扱い）

- ① 加盟店が発行するポイント
月毎のポイント発行履歴に基づいて、協議会よりポイント数×1.2円を加盟店に請求します。
- ② 加盟店で使用されたポイント
月毎のポイント使用履歴に基づいて、協議会よりポイント数×1円を加盟店の口座に送金します。
※差額の0.2円は、協議会の運営費用に充当します。

（加盟店の登録方法）

- 対象 京丹後市内に店舗を有する事業所
- 申込先 京丹後デジタルポイント運営協議会（京丹後市役所商工振興課内）
- 申込期間 令和4年7月29日から受付開始

- ◆下記の登録申込書に必要事項を記入し、FAXで(72-2030)に送信いただくか、協議会に直接ご提出ください。（郵送、メールによる提出も可）
※申込書の様式は、京丹後市ホームページにも掲載します。
- ◆加盟店の登録は随時受け付けます。なお、令和4年8月31日までにお申込みいただくと、市内各世帯にポイントカードを配付する際に同封する「加盟店一覧表」に、店名を掲載させていただきます。
- ◆同一事業者が市内で複数の店舗を経営されている場合は、店舗毎の登録が必要です。
- ◆お申込みいただいた事業所には、後日改めて、ポイント換金のための口座登録等のご案内をさせていただきます。

京丹後デジタルポイント加盟店登録申込書

FAX 72-2030

商号又は事業所名			
一覧表掲載名称			
代表者名			
業種	端末の希望台数	台	
住所	〒		
電話番号	FAX番号		

申込書のご提出
及びお問合せ

京丹後デジタルポイント運営協議会
（京丹後市商工会、京都北都信用金庫、京丹後市）

事務局：京丹後市役所商工振興課内
TEL：0772-69-0440 FAX：0772-72-2030
E-mail：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

京丹後デジタルポイントのご案内

令和4年10月からの制度開始を予定しています



京丹後デジタルポイントは、市内の加盟店で利用できる買物ポイントです。
ポイントカードかスマホの専用アプリでご利用いただくことができます。

- 1 9月中に、ポイントカードを、各世帯に1枚配付します。
- 2 カードを使わない方は、スマホの専用アプリをダウンロードしてご利用いただくか、別途ポイントカードの発行を申請してください。
※アプリのダウンロード方法、ポイントカードの発行申請方法については、9月上旬にお知らせします。

（ポイントの利用）

- 1 加盟店でお買物いただくと130円(税込)につき、1ポイントがもらえます。
- 2 たまったポイントは、次回以降のお買物の際に1ポイント1円で利用できます。
※ポイントを使用したお買物の際もポイントがもらえます。

特典
1

9月中に配付する世帯主名義のポイントカードには、
世帯人数×500ポイントを入れてお送りします！

特典
2

京丹後デジタルポイント「**プラス10倍**」キャンペーンの実施！

10月の制度開始からポイント発行総数が5000万ポイントに達するまで、
通常のポイントに加えて、更に10倍のポイントがもらえるキャンペーンを実施します。
ただし、1人あたり合計2000ポイントを上限とします。
(例)130円の買物に対して11ポイントがもらえます。
※特典によるポイントの使用期限は、令和5年2月28日までとなります。

